

矢巾町指定ごみ専用袋の規格及び製造の認定に関する要領

(目的)

第1 この要領は、矢巾町が指定するごみ専用袋（以下「指定ごみ専用袋」という。）の規格及び製造の認定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(種類及び規格)

第2 指定ごみ専用袋の規格は、別表に掲げるとおりとする。

(申請)

第3 指定ごみ専用袋を製造しようとする者（以下「申請者」という。）は、矢巾町指定ごみ専用袋製造認定申請書（様式第1号）を提出し、町長の認定を受けなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類及び指定ごみ専用袋の見本を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(2) 申請者が個人の場合は、代表者身分証明書

(3) 検査結果報告書（第2に規定する寸法及び引張強度について第三者公的機関が検査し、発行したもの）

(4) その他町長が必要と認める書類

(認定)

第4 町長は、第3の規定による申請が適当で、第2に規定する規格に適合していると認めたときは、申請者に矢巾町指定ごみ専用袋製造認定書（様式第2号。以下「認定書」という。）を交付するものとし、適合していない場合は、速やかにその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による認定の有効期間は2年間とする。ただし、最初の認定は翌年度の末日までとする。

3 前項の有効期間満了に際し、引き続き認定を受けようとする場合は、矢巾町指定ごみ専用袋製造認定更新申請書（様式第3号）により、更新手続きをしなければならない。

(表示)

第5 第4第1項で認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、指定ごみ専用袋を収納する外装袋、又は結束できる帯型の全面の見やすい位置に、次に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 矢巾町指定ごみ専用袋の文字

(2) ごみ袋の種類、規格

(3) 矢巾町認定番号

(4) その他町長が指示する事項

(改善等の指導)

第6 町長は、認定者の製品に、第2に規定する規格に適合しないと認められ

るものがあつたときは、これに対し改善等の指導を行うことができる。

(認定の取消)

第7 町長は、認定者がこの要領に違反し、又は指導に従わなかつたときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、町長は、認定者に対し矢巾町指定ごみ専用袋製造認定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 前項の規定により、認定取り消しの通知を受けた者は、認定書を速やかに町長に返還しなければならない。

(認定者の責務)

第8 認定者は、指定ごみ専用袋の製造に関し品質管理に努めるとともに品不足等が生じないように円滑な流通及び販売に努めなければならない。

2 認定者は、全町的な普及及び町民の購入の利便性を図るため、可能な限り多数の販売店の確保に努めなければならない。

(廃止等の届出)

第9 認定者は、指定ごみ専用袋の製造を廃止し、又は休止するときは、当該廃止又は休止した日から10日以内に、矢巾町指定ごみ専用袋製造廃止(休止)届出書(様式第5号)に認定書を添えて町長に提出しなければならない。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

別表(第2関係)

指定ごみ専用袋の種類及び規格等(仕様)

矢巾町指定ごみ専用袋は、別に定めるデザインで、別に定める表示項目が付されたごみ専用袋であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

1 燃やせるごみ・不燃ごみ専用袋

種類	厚さ (mm)	寸 法 (mm)	袋の色	材 質
大	0.030	縦 800×(横 450+マチ 200) (450)	黄色	高密度ポリエチレン
小	0.025	縦 700×(横 350+マチ 150) (250)	黄色	高密度ポリエチレン
ミニ	0.020	縦 550×(横 315+マチ 135) (150)	黄色	高密度ポリエチレン

備考 デザイン及び文字等の印刷は、赤色とする。

2 資源ごみ専用袋

種類	厚さ (mm)	寸 法 (mm)	袋の色	材 質
大	0.030	縦 800×(横 450+マチ 200) (450)	緑色	高密度ポリエチレン
小	0.025	縦 700×(横 350+マチ 150) (250)	緑色	高密度ポリエチレン
ミニ	0.020	縦 550×(横 315+マチ 135) (150)	緑色	高密度ポリエチレン

備考 デザイン及び文字等の印刷は、青色とする。

矢巾町指定ごみ専用袋製造認定申請書

年 月 日

矢巾町長 様

住 所

氏 名

㊟

次のごみ専用袋が、矢巾町の示す規格に適合しているものであることの認定を受けたいので、矢巾町指定ごみ専用袋の規格及び製造の認定に関する要領第3の規定により、関係書類及び見本を添えて申請します。

1 規 格

燃やせるごみ・不燃ごみ専用袋	大（45ℓ）・小（25ℓ）・ミニ（15ℓ）
資源ごみ専用袋	大（45ℓ）・小（25ℓ）・ミニ（15ℓ）

注：矢巾町指定ごみ専用袋の規格及び製造の認定に関する要領別表に掲げる規格とする。

2 検査結果報告書

別紙のとおり

3 製造工場（住所・名称）

4 見 本

別添のとおり

5 添付書類

- （1）申請者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- （2）申請者が個人の場合は、代表者身分証明書
- （3）その他町長が必要と認める書類

様

矢巾町長

矢巾町指定ごみ専用袋製造認定書

令和 年 月 日付けで申請のあったごみ専用袋は、矢巾町が示す規格等に適合しているため、矢巾町指定ごみ専用袋の規格及び製造の認定に関する要領第4第1項の規定により、次のとおり認定します。

- 1 認定年月日 年 月 日
- 2 認定期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 認定番号 矢巾町認定第 号
- 4 認定規格 認定申請書の記載内容とする。
- 5 承認の条件
 - (1) 指定ごみ専用袋の製造に関し品質管理に努めること。
 - (2) 可能な限り多数の販売店の確保に努めること。
 - (3) 販売店等で、品不足等が生じないよう円滑な流通及び販売に努めること。

様式第3号（第4関係）

矢巾町指定ごみ専用袋製造認定更新申請書

年 月 日

矢巾町長 様

住 所

氏 名 ⑩

令和 年 月 日付け矢巾町認定第 号による認定について、当該認定の更新を受けたいので、矢巾町指定ごみ専用袋の規格及び製造の認定に関する要領第4第3項の規定により申請します。

規 格

燃やせるごみ・不燃ごみ専用袋	大（450）・小（250）・ミニ（150）
資源ごみ専用袋	大（450）・小（250）・ミニ（150）

注：矢巾町指定ごみ専用袋の規格等に関する要領別表に掲げる規格とする。

様

矢巾町長

矢巾町指定ごみ専用袋製造認定取消通知書

矢巾町指定ごみ専用袋の製造については、令和 年 月 日から矢巾町認定第 号により認定しておりましたが、矢巾町指定ごみ専用袋の規格及び製造の認定に関する要領第7により、認定を取り消しますので、その旨通知します。

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消の理由

様式第5号（第9関係）

矢巾町指定ごみ専用袋製造廃止（休止）届出書

年 月 日

矢巾町長

様

住 所

氏 名

㊞

次のとおり、ごみ専用袋の製造を廃止（休止）するので、矢巾町指定ごみ専用袋の規格及び製造の認定に関する要領第9の規定により届出します。

1 廃止(休止)する袋の種類

2 認定年月日 年 月 日

3 認定番号 矢巾町認定第 号

4 廃止（休止）の理由

5 廃止（休止）の日 年 月 日